

「第二回 宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」議事録

1 開催日時・場所

平成29年8月29日（火） 午後1時30分～3時30分 パレス宮城野 2階はぎの間

2 概要

- ・ 挨拶 宮城県知事 村井嘉浩
 - ・ 報告事項
 - ①「第1回 宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」の確認
(宮城県企業局)
 - ②国におけるPPP/PFI推進に向けた取組について
(内閣府, 厚生労働省, 経済産業省, 国土交通省)
 - ③民間企業の意見を踏まえた事業の大枠の方向性等
 - ・ 意見交換
-

- ・ 挨拶

【宮城県知事 村井嘉浩】

皆さん、こんにちは。宮城県知事の村井でございます。本日は大変お忙しい中、第2回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、我が県では、人口減少等により、給水収益が減少する中、送水管等の更新需要が増大するなど、厳しさを増す水道事業の経営環境において、将来にわたり持続可能な水道経営を確立するため、公共性を担保した上で、民の力を最大限活用する上工下水一体官民連携運営、通称「みやぎ型管理運営方式」の導入に向けた検討を進めております。この新しい方式は、県民生活に不可欠な水道事業に求められる高い公共性を維持した上で、水道三事業を一体化することによるスケールメリットの発現と、官民の役割分担を新たにし、民間の資金やノウハウを最大限活用することにより、経営の効率化を目指すものであります。本日の検討会は、2月9日に開催いたしました1回目の検討会以来となります。ご参加いただいた企業様も前回から増えており、また大変多くの方々が傍聴に見え、水道事業における新たな官民連携の構築に向けた機運の高まりを感じております。

1回目の検討会では、これまで県内部で検討してきた基本的な考え方や、事業スキームの案を提示させていただきましたが、本日は、その案に対して、民間事業者の皆様から寄せられた意見を踏まえて、事業の大枠の方向性をお示ししたいと考えております。そういった意味では、大変意義のある会議になると思います。本件は、水道事業における新たなモデルケースとして、全国から非常に高い注目を集めている取組みと考えております。この検討会には、様々な知見をお持ちの皆様にご出席をいただいておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせいただき、議論を深めて参りたいと思います。どうかよ

ろしくお願いいたします。

また、本日はお忙しい中、内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の幹部の皆様にもご出席を賜り、国の取り組み状況についてお話をいただくこととなっております。これまでも、調査検討に係る補助金の助成や、工業用水道事業法施行規則等の改正、各種ガイドラインの作成など、コンセッション方式の普及促進に向けた支援や環境整備を進めていただいております。今後も、水道事業の公共性を担保するためにも、重要な水道法の改正をはじめ、企業債を運営権対価等で繰り上げ償還する際に、補償金を免除する制度の創設など、国の皆様のお力添えが必要となりますので、引き続きご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに「みやぎ型管理運営方式」の構築に当たりましては、私も先頭に立ち、スピード感を持って取り組んで参りますので、皆様の一層のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

実は私は、11月20日までが任期となっております。4期目、選挙に出ることにいたしました。当選した暁には、この課題を、1丁目1番地の政策にしたいと考えておりますので、どうか皆様よろしくお願い申し上げます。

・ 報告事項

【事務局】

資料1の説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。第1回検討会は今年2月に、本日ご参加いただいております皆様をはじめ、総勢97名のご参加をいただき開催いたしました。

3ページをご覧ください。知事の開会挨拶、内閣府大臣補佐官福田様の基調講演の概要につきましては、掲載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。報告事項において、平成28年度に3回開催した懇話会の検討結果といたしまして、事業スキーム案などを報告しました。次にPPP/PFI事業の促進に向けた取り組みについて、各府省の皆様から報告をいただきました。

5ページをご覧ください。意見交換において、参加者の皆様からご意見をいただきました。総論としては、他の自治体にも今後の参考となる事業モデルができるものと期待しているとのご意見が多くございました。有識者からの主なものとして、民間の自由度と公益性がバランスする仕組みを作るために、関係者間で縦横に問題意識を共有していくことが必要とのご意見、事業終了時の施設の維持管理レベルが論点となることから、性能発注に対する公共側の管理の在り方がポイントとのご意見がございました。

6ページをご覧ください。民間事業者からの主なものとして、民間がなすべき内容に対し、透明性のある料金設定の構築がポイントとのご意見、官民の適正なリスク分担や民間の自由度をしっかりと規定することで民間の効率的な提案や対応が可能になるとのご意見、水道事業全体の経営最適化のために市町村が広域的・横断的に運営される方向性が示され喜ばしいとのご意見、上工下水一体運営で発揮できる

民間ノウハウは大きいとのご意見、コンセッション市場を活性化する意味でも、しっかりとしたモニタリングの制度作りを期待するなどといったご意見がございました。

続いて 7 ページになりますが、人口が減少していく中で、既存のオペレーション設備をどのようにしていくか、また収益性の確保が厳しい現実にあつて、自由度が民間事業者にならぬ仕組みで経営インセンティブを見出しづらいつたご意見もございました。

最後に市町村からの主なものとして、水道事業は経営効率化が必須、民の力を活用するのは避けられないとのご意見がございました。

現在、これらのご意見を参考に検討を進めているところでございます。

なお、第 1 回検討会の詳細につきましては、宮城県企業局の HP に掲載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

【内閣府 坂本参事官】

私は、平成 23 年から 25 年まで東北運輸局で仕事をしておりました。観光の復興や仮設住宅等と役場、病院とを結ぶ足の確保等をやらせていただいていたのですが、一方で、東京航空局東北地域空港振興調整官という肩書きもあり、そこで仙台空港のコンセッションの盛り上げ、村井知事が先頭に立って引っ張っていらっしゃるのを微力ながらお手伝いをさせていただいたところです。その後、私も 2 年間東京に行きまして、海事局で職務に当たりました。その後 JR 九州に出向しまして、鉄道以外の関連グループ会社、新規事業への投資案件等を担当して参りました。2 年弱やってまいりましたが、またこの内閣府ということで、宮城県の皆様と一緒に仕事をさせていただくことになりました。大変うれしく思っております。

資料のご説明の前に、ぜひ紹介させていただきたいことがあります。先ほどお渡しした名刺にも手書きで書いてありますが、「政府広報」というのを内閣府でやっております、いろんなテーマで番組を作ったり、テレビや新聞に広告を出したりしています。「政府インターネットテレビ」というものがございまして、パソコンで見ることができる番組です。動画とかが見られるパソコンであれば、検索して政府広報のページをクリックしていただければ「政府インターネットテレビ」で見ることができます。徳光和夫アナ、木佐彩子アナが出ている「徳光・木佐の知りたいニッポン」という番組がございまして、実は PFI をテーマに今回番組を作ってもらえることになりました。仙台国際空港様から写真も頂戴しまして、若干ですけれども番組の中でご紹介をさせていただいているところです。この間、試写会がありまして、9 月 7 日から放映開始予定です。水道につきましては、県をまたぐ広域の連携ということで、大牟田・荒尾、福岡県と熊本県にまたがる事例をご紹介させていただいております。ぜひ皆様もご覧くださいと思います。9 月 7 日以降、放映されますので、「徳光 木佐 公共サービス」などで検索、入力いただければ見られると思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。変更点からご説明させていただきます。(資料 2)

1 ページをご覧ください。事業の件数と契約金額の推移ですけれども、特に今回強調させていただきたいのは、28 年度の数字です。609 件となっております。27 年度末の数字が 553 件です。引き算をしますと、56 件。1 年間の実績が 56 件というのは、平成 11 年度の PFI 法ができてから一番大きい数字になっております。多くの自治体、民間事業者の皆様のご支援のおかげだと思っております。そういった中で、今回コンセッションが大きなテーマですが、2 ページ目、類型 I のコンセッション事業、類型 II の収益型事

業、類型Ⅳのサービス購入型、包括的民間委託があります。それから新たに、類型Ⅲの不動産利活用事業も PPP に入るということで、非常に民間事業者の期待も大きいので、さらに力を入れてやっていきたいという状況です。

4 ページ目は骨太方針と成長戦略です。未来投資戦略と呼んでいます。6月9日に閣議決定されました。PPP/PFI 推進アクションプラン平成 29 年改定版ということで、こちらも同じ日付で安倍総理以下全大臣が署名をします。全閣僚で合意されました。コンセッション事業の重点分野は、真ん中の下のところですが、空港は仙台国際空港はじめ 6 件達成、水道については 2 年間延長して平成 30 年度までに目標達成を目指す、下水道については 1 年延長して平成 29 年度までに目標達成を目指すというところでございます。

その後の資料につきましては細かい内容ですので割愛します。

【厚生労働省 吉永審議官】

日頃より水道事業の運営、あるいは、その他厚生労働分野におきまして、ご協力いただいておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。私からは資料の 3 の中で、水道分野における官民連携の取組み状況につきまして、若干第 1 回にご説明した部分と重複する部分もございしますが、改めてご説明させていただければと考えています。

1 ページ目をご覧ください。厚生労働省の、水道事業分野における官民連携に対する取組みとして、大きく 3 点で進めています。1 点目、水道法の改正法案を国会に提出しています。本年 3 月 7 日に、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しながら、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入することを含む水道法の改正法案を国会に提出しました。

しかし、厚生労働委員会の案件が非常に多いこともあり、前の通常国会では審議に入れなかったという状況です。私どもとしては何としても臨時国会で成立を図るということで、最大限努力をしていきたいと考えております。

2 点目は、これまでの引き続きになりますが、地方公共団体、民間事業者の方への働きかけです。水道分野における官民連携推進協議会を 22 年度から実施しています。昨年度も 12 月に実施した仙台市を含め 4 箇所で開催させていただいております。今年度も、先週東京で 1 回目を開催し、今後、北海道、岡山、奈良の計 4 箇所で開催したいと思っております。

3 点目は予算における支援措置です。27 年度より厚生労働省では水道事業における官民連携の導入に向けた調査等々につきまして、交付金等による支援措置を設けています。29 年度においても引き続き頑張っていきたいと考えております。

2 ページ以降は冒頭申しました水道法の関係です。改正水道法は、広域連携の推進、多様な官民連携の推進を中心としながら、適切な資産管理の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善という内容になっています。水道事業の直面する課題に向けて必要な改正法案だと思っております。また、本日の検討会は、村井知事のリーダーシップの下で開催されていますが、この水道法の考え方を先取りしていただいていると考えておまして、モデル的な事例として進めていただければと考えています。

3 ページ目です。改正法案の内容の中で、官民連携の部分につきまして、抜き出したものです。水道の基盤強化の手法として PFI、業務委託など、様々な官民連携は既に取り組みされていますが、現行制度に

においても PFI 法に基づき、施設を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間業者に設定するという事は可能です。ただしこの場合、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要があり、不測のリスク発生時にどうするかが課題となります。そういった課題を解決するために、多様な官民連携の可能性を広げるという観点から、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しながら水道施設の運営権を民間業者に設定できる仕組みを創設したいというのが、今回の改正法案の中核になっています。

4 ページ目です。地方公共団体である水道事業者が、PFI 法に基づいて民間業者に水道施設運営権を設定する場合には、厚生労働大臣等の許可を受ける必要があり、許可の申請に当たっては、実施計画書等を提出していただく必要があります。こちらには実施計画書の記載事項を示すとともに、その計画が確実であり合理的である等を許可基準としています。

5 ページ目です。認可・許可権者による監督等と施設管理者によるモニタリング等ですが、水道法に基づきまして、認可・許可権者である国等が、地方公共団体及び運営権者に対し報告徴収、立入検査等を行うとともに、法令の規定に違反した場合は、必要に応じ、運営権を設定した水道事業者に対して運営権の取消を求めることができます。こうしたモニタリングを実施することに依りまして、適切な官民連携を進めていくというコンセプトで考えております。いずれにしても、こうした改正法案の成立に向けまして、厚生労働省としては最大限努力していきたいと考えております。

【経済産業省 田川政策統括調整官】

ご紹介いただきました経済産業省の地域経済産業政策統括調整官、田川でございます。この 7 月まで東北経済産業局長をしておりました。みやぎ型管理運営方式、上水、工水、下水、これを一体的にコンセッション方式で行うことにつきましては、工業用水のコンセッションを進めるという観点からも非常に意義のあるものであると考えています。私どもも、しっかりと関係省庁、関係府省と連携をして取り組んでいきたいと思っております。前回からの動きにつきまして、資料に基づいて簡単にご紹介させていただきます。(資料 4)

まず、2 ページ目、工業用水道事業の PPP/PFI における位置づけです。既に皆様方ご承知のところですが、昨年 12 月の第 3 回未来投資会議において、工業用水のコンセッション方式の具体的案件形成に向けた調査をしっかりとこれからやっていくとの発言を経済産業大臣からいただいております。さらに、未来投資戦略 2017 について、今年 6 月に閣議決定しました。この中でも、工業用水について成熟対応分野という位置づけで進めていくことになっております。PPP/PFI 推進会議におけるアクションプランについては、重点分野に準ずる位置づけであります。工業用水道事業へのコンセッション方式を進めるという観点から、案件形成に向けた導入可能性等調査について、5 件を目標に実施するという事です。

3 ページ目に前回の検討会でお示した内容をそのまま付けています。こちらの状況について、ご説明をします。宿題としてございましたのは、コンセッション方式に伴う制度や手続きの明確化です。これは昨年度中に済んでおります。そして、案件形成に向けた導入可能性調査の実施が挙げられています。

4 ページ以降は、申請手続きの明確化ですが、3 月 31 日に施行いたしました。省令改正です。工業用水道事業法が、地方自治体が行うケース、民間が行うケースと、2 つの類型でございまして、中間的な形態の PFI、コンセッション方式を含むものについて、どの手続きにすればよいのかが明確ではないというご指摘がありました。最終的にはさらにケースバイケースで、川下で供給する人は誰かという観点か

ら事業者を決める考え方に基づいて、手続き規定を明確にします。添付書類の明確化あるいは供給規定の届出書類の明確化です。

5 ページ、料金算定要領について、民間で行う場合の配当金あるいは法人税等を総括原価費用として追加することについて、手当をしているところです。

6 ページ目からは導入可能性調査、FS 調査についてです。これは今年度から進めるということにしております。5 つの自治体を対象に実施することで、最適な事業スキームの検討、官民のリスク分担、マーケットサウンディング、VFMの算定等をやっていくところです。

7 ページ、今後の取り組みとしまして、29 年度の下のところにございますが、導入可能性等調査、基本構想、基本計画、それから、次の点線で囲ったところ、資産評価、デューディリジェンス、これらも来年度以降取り組めるようにしていきたいと考えています。これによって全体として、工業用水道についても、PFI、コンセッション方式を進めていきたいと考えております。

【国土交通省 森岡下水道部長】

私からは下水道に関する取り組みについてご説明をさせていただきます。(資料 5)

資料 5 の 1 ページをご覧ください。下水道における取組み状況でございますが、従来の下水道事業につきましては、ほぼ 9 割以上が民間委託を活用してきた経緯があります。中でも最近、包括的な民間委託の数が増えてきておりまして、下水道事業を中心に PFI/DBO 事業の案件数も増えてきています。PFI 方式の最先端のコンセッション事業につきましては、下水道事業のトップランナーである浜松市において手続きが進んでおりまして、今年の 3 月に優先交渉権者が決定したところです。浜松市の詳細につきましては、2 ページに示しております。後ほどご覧いただければと思いますが、順調に手続きが進めば、来年の 4 月からコンセッション事業がスタートする状況でございます。

3 ページですが、国土交通省としてこの様なコンセッションを含む PPP/PFI を推進するために、やっていることを記述しております。

まず、直接の下水道管理者である市町村長さんに対して、直接説明をする、あるいは、後ほど次のページで説明しますが、検討会に入って様々な情報共有をする、併せてそのような取組みに対して、国土交通省として財政的な支援を行う、あるいは通常の下水道事業を行う際に、下水道事業は大半が社会資本整備総合交付金を使っておりますが、交付金を使う際に、PPP/PFI を検討することを要件化する取組みを行っております。

検討会につきましては、次の 4 ページをご覧ください。当初 16 団体でスタートしましたが、現在宮城県を含む 41 団体で検討会を行っております。検討会に関しましては、次のページをご覧ください。民間の方々の意見を聞くことも重要と考えています。例えばリスク分担などです。そういった観点から新たに今年度から民間セクター分科会を設けまして議論をスタートしています。

最後に、今後下水道事業は経営上厳しい状況がある中で、どのような施策展開をしていくべきか、「新下水道ビジョン加速戦略」を 8 月 10 日に公開いたしました。左上のオレンジの文字、重点項目 I に、官民連携の推進を挙げております。PFI の加速化を推進したいと思うところです。

【日本総合研究所】

事務局の一員として事業スキームの検討を担当させていただいております。お手元に資料 6 と 7 を準備いただければと思います。本日は資料 7 を中心にご説明させていただきます。「民間企業の意見を踏まえた事業の大枠の方向性」の資料です。

1 ページ。事業の大枠を固めるために整理する課題で、今回、事業スキームの大枠の方向性を固める観点から、7 月に皆様にご協力をいただきまして、第 1 次マーケットサウンディングを実施いたしました。この時点では、細かな事業の条件よりは、まずは事業の大枠を固めたいことから、大きく 4 つに焦点を絞りまして、皆様からご意見を頂戴しました。(1) 流域下水道事業の対象とする事業、(2) 流域下水道事業の設備更新の取扱い、(3) 事業期間、(4) 事業スケジュールです。

2 ページにまいりまして、今回事業の大枠の方向性を検討するために、第 1 次マーケットサウンディングを実施いたしましたが、実施企業について書かせていただいております。主に、PPP/PFI の実績を特にこの水道、下水道分野でお持ちのメーカー企業様を中心としつつ、コンセッションが投資型の事業マネジメントを含む事業になりますことから、こうしたところで豊富な実績をお持ちの商社、金融機関も含めまして 42 社にお声掛けをさせていただきました。最終的に 37 社に対して、マーケットサウンディングを実施させていただきました。資料 6 のご説明が漏れていますが、先ほどの 37 社様へのマーケットサウンディングにおいて、こちら側よりご提示した内容というのが資料 6 でございます。資料 6 については、後ほど簡単に補足的に触れさせていただきます。

次ページ以降、事業の大枠の方向性につきましてご説明申し上げます。資料 7 の 3 ページをご覧ください。まず、一つ目の論点である流域下水道事業の対象事業です。こちらは 2 月の第 1 回の検討会におきまして、水道用水供給事業については 2 事業、工業用水道事業については 3 事業、流域下水道事業については 7 つの事業のうち、仙塩、阿武隈川下流の 2 事業を対象として検討することで議論をさせていただきました。しかしながら、流域下水道事業は 7 事業ありますので、改めてどの事業を今回のみやぎ型の対象とすべきかにつきまして検討し、皆様にご意見を伺ったところです。お手元に資料 8 がありますが、こちらに今回対象となります用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の位置関係について簡単に示してあります。

4 ページにまいります。流域下水道事業の対象とする事業数につきまして、民間企業様のご意見の概略を左上のグラフにお示ししてあります。最も多かったご意見は「4 又は 7 事業」、次に多かったのが「その他」ですが、「7 事業全て対象にする」という案にも前向きなご意見がありました。「4 又は 7 事業」と回答した企業様の主なご意見を左下に書かせていただいております。例えば「コスト最適化が図れる余地があるなら 7 事業全てを対象とすることで、統合管理による効果が期待できるのではないかと」いった前向きなご意見がありました。ただ一方で、例えば「コスト削減や合理化で言えば、中心地域だけの方がその効果がより発揮されるのではないかと」のご意見もありました。また、「その他」の回答では、「7 事業を一括した場合に、受託業者による災害時対応の可否を検討する必要があるのではないかと」があります。つまり非常に多くの地域で担当することによって災害時の対応、大規模の災害があったときの対応が分散してしまうおそれもあるのではないかとといったご指摘もございました。資料 8 をご覧いただくと、流域下水道事業 7 事業あるうち、迫川、北上川下流、北上川下流東部、こちらが北東部に位置するようになっておりまして、用水供給、工業用水道事業エリアと若干離れているといったことがあります。

そこで 5 ページですが、流域下水道事業の事業数、対象事業の方向性といたしましては、統合管理による効果等、規模のメリットの観点から 7 事業全てを対象にすることに前向きな意見もある一方、地方

部を含めた場合、距離感から効率性が低下するとの意見、事業規模が大きいことのデメリットのご指摘もありましたので、これらを踏まえ、広域水道の給水区域と重複する4事業（仙塩・阿武隈川下流・吉田川・鳴瀬川）を対象として、今後の検討を進めたいと考えております。

続きまして二つ目の論点、流域下水道事業の設備の改築更新の取扱いに参りたいと思います。今回のみやぎ型管理運営方式の設備につきましても、基本的には浄水場、処理場を対象とし、管路につきましても対象に含まないということで整理をしてあります。そして、水道及び工業用水道事業につきましても、浄水場の中の機械設備・電気設備の改築更新も民間の業務範囲とすることで検討を進めてまいります。一方で、流域下水道事業につきましても、まだ法適化（公営企業会計）していない部分もあること、また交付金が適用されることによる制約も考えられることから、その設備の改築更新の取り扱いについて、今回のマーケットサウンディングで改めて検討を行わせていただきました。

6 ページに選択肢を3つ記載しております。まず、選択肢③というのが、水道で検討しているのと同じように、機械・電気設備の改築更新も含めて、民間企業の業務範囲にする場合、選択肢②は、設備の改築更新は県で行い、維持修繕まで民間企業がする場合、選択肢①は小破修繕と呼ばれる小規模な修繕のみを民間が行う場合、この3つの選択肢について今回ご意見を伺っております。

7 ページで下水道事業の料金徴収の方法について補足いたします。工業用水道及び用水供給事業につきましては、いわゆる料金のことで、水量に応じて料金が決まることになっております。一方流域下水道につきましては、負担金制度が採られております。市町村が県に払う負担金は、維持管理負担金と建設負担金で構成されております。このうち維持管理負担金につきましては、トン当たりの処理に係る費用を予め定めておいて、そちらと実際に流入した水量を掛け算することによって、維持管理負担金が決まることになっております。つまり料金と極めて似たような形になっております。一方、建設負担金につきましては、ある年に、建設、いわゆる4条収支につきましても、建設改良を実施して、一定の金額を支出します。また起債の元利償還金もあります。これらの支出に対して、毎年度、その支出をカバーできる形で、実際の負担金を決めていきます。すなわち、維持管理負担金は、単価があって水量で精算する形であるのに対して、建設負担金については、毎年度実際に係った工事費等をもとに、精算をしています。こうした負担金制度を前提とした中で、今回の設備の改築更新についてどの様にすべきかの検討をさせていただきます。

8 ページのところ、設備の改築更新の取扱いに関する企業からのご意見でございます。こちら左上のグラフを見ていただきますと、選択肢③は設備の改築更新も民間の業務範囲とするもの、選択肢②+ α は、②と③の間ぐらいというようなイメージで、ここに企業様の要望が集中しています。まず、選択肢③と回答した企業の主なご意見としては、「更新時に合理化投資含む民間アイデアを導入でき、投資効率が高まる」、「小破修繕や設備修繕を日々行うからこそ、改築更新のぜひや時期を判断できる」といったものがあり、改築更新についても民間企業の所掌としたほうが、効率化の効果が高いとのご意見がございました。一方で、選択肢②+ α ですが、例えば、交付金手続きや負担金制度について、その仕組みを具体的にどのように構築していくのかとのご指摘もございました。

9 ページにまいりまして、設備の改築更新に関しては、いろいろな課題がありますことから、マーケットサウンディングにおきましても、追加のご意見をお願いしました。その際に、概ねこのようなルールが想定されるのではないかといたった7項目ほどご提示しまして、民間企業がこれを受けて、効率化できるかどうか、また事業としてやる気が出るか、効率化の工夫をすることができるかどうかについて追加

でご意見を伺いました。

その結果、特に2つの項目に、8件、10件のご意見来ております。まず、一番多くご意見いただいたのが、「計画からのコスト削減分は返還が原則」というものです。しかし、先ほどのとおり負担金制度を建設においてとっておりますので、精算になっています。したがって、もし建設費が削減できれば、それは基本的には負担金という形で市町村さんに還元されることとなります。こういったことではなかなか民間企業にとってインセンティブが働かないので、例えばVE的な仕組みを設ける必要があるのではないかとのご意見が非常に多くありました。また、「公共調達に準じた調達手続き」については、運営権者になられた方が改築更新の工事を調達する際に、何らかの公共調達に準じた手続きを取ってほしいとのことですが、これについてもそれでは効率化が十分できないのではないかとのご意見がありました。

これらを踏まえ、10ページで方向性を示しております。基本的には上・工と同様に、流域下水道事業の設備の改築更新も業務範囲に含めるべきとの意見が多く、効率化の効果も基本的には期待できると考えられるところですが、今回、県の流域下水道事業の特性も含め、いくつか課題がありますことから、当面は選択肢②、つまり、機械・電気設備の維持修繕まで民間の業務範囲にする形で検討を進めまして、各課題の整理がついた段階で設備の改築更新も民間の業務範囲に含めることを想定したいと考えております。整理すべき課題は4つございます。1つは交付金に関するところ。2つ目は、ここが一番大きいですが、現状の建設負担金制度との整合、それから、仕様や公共調達に応じた手続きの具体化、そして固定資産台帳等の整備です。これらを踏まえて、基本的には②として、今後の検討を深めていきたいと考えております。

3つ目の論点が、事業期間についてです。こちらは、10年、20年、30年、と延長期間を含めて、皆様のご意見を頂戴しました。企業様のご意見をグラフで表示させていただいておりますが、20年が適切ではないかのご意見が最も多くございました。10年では短い、30年では少し長すぎるとのご意見です。従いまして、用水供給事業、工業用水道事業では設備の改築更新を含むことを踏まえまして、投資の回収期間を考慮し、20年を基本にして検討を進めたいと考えております。

最後に、事業スケジュールにつきましては、非常に駆け足のスケジュールを想定しておりますが、平成32年に運営権事業を開始したいと考えており、29年度下期以降のスケジュールの概略をお示しし、皆様にご意見をいただきました。非常に厳しいというご意見もいくつかございましたけれども、やはりスピードをもって取り組んでいくべきとのご意見も多くございました。基本的にこのスケジュールを進めたいと考えておりますが、非常に大規模な事業になりますので、事業の契約締結、業務の引継ぎには十分な時間が必要ではないかのご意見もございました。当初マーケットサウンディングではこの期間として半年程度の期間をお示ししていましたが、1年程度の期間をとっていきべきでないかと考えております。今後、このようなスケジュールを念頭に、詳細を詰めてまいりたいと思います。

15ページに事業の大枠に関するまとめを書かせていただいております。対象事業は、用水供給事業2事業、工業用水道事業3事業、流域下水道事業4事業としてございます。民間事業者の業務範囲について、対象施設については、浄水場及び関連設備、終末処理場及び関連設備とし、管路部分は引き続き県が管理することで考えております。業務分担については、流域下水道のみ設備の改築更新を含まないものとします。事業期間は20年間、事業スケジュールは平成32年度中の事業開始でございます。

以上が事業の大枠です。

一部、資料 6 で補足説明をさせていただきたいと思います。資料 6 はマーケットサウンディングでご説明した資料です。

まず、9 ページに性能発注の考え方を示しています。先ほど、知事からのお話にもございましたが、民間企業に経営の自由度や裁量の余地をもっていただき、そのノウハウを発揮いただいて、運営基盤を強化していくことが、この事業で非常に重要になると考えております。その際、いかにしてこの要求水準を達成する具体的な業務の方法について、民間企業の工夫、新たな技術の導入、マネジメントを取り入れていくかが、極めて重要と考えております。そのため、10 ページにあります。今回、要求水準については、性能に関する要件に該当する部分と、その性能を達成するために必要と考えられる具体仕様に該当する部分で構成したいと考えております。具体仕様とは、今実際に行われている業務の仕様のイメージですが、これらのうち、現在の仕様はこうだけれども、民間が創意工夫を行ってよいのではないか、という部分については、「参考となる仕様」という形でとりまとめて、20 年間の事業期間の中で、民間企業に様々な改善をしていただくことを想定しております。具体的に、どのようなものが変更可能な「参考となる仕様」になるのかについては、現在作業を進めておりますので、今後、業務の仕様の変更手続きと併せて、整理をしてみたいと思います。

続いて 13 ページ、14 ページは、リスク分担についてです。用水供給、工業用水、流域下水道、いずれも極めて公共性の高い事業で、その性格から、民間企業に取っていただけるリスクというのは、空港などとは異なってくると考えております。ここではリスク分担の大きな考え方を整理しておりますが、性能・施設機能維持リスク、すなわち水量・水質条件の遵守、施設機能を維持する責任、こちらについて民間企業にリスクを取っていただき、効率的な運営をしていただきたいと思いますと考えております。一方、需要リスク、料金変更リスク、不可抗力、法改正リスクは民間企業が取れないリスクだと思っておりますので、原則県が負担するという考え方のもと、今後具体的なリスク分担の仕組みについて整理していきたいと思っております。

15 ページ以降は、料金の考え方についてです。こちらは現状、収支シミュレーションをもとに検討を進めておまして、今後のマーケットサウンディングの中で、具体的にご提示をして参りたいと思っております。運営権対価の考え方についても、収支シミュレーションの中で、一時金、分割金、併用方式など、どのような方向がよいかについてまとめてまいりたいと思っております。また、情報開示につきましては、民間企業が検討を行うに当たり非常に重要ということで、全てがまとまっていなくてもよいので、できるだけ早く出してほしいとのご意見を多くの企業からいただいております。こちら、いつどのように情報をご提示できるのか、今後さらなるマーケットサウンディングの中で具体的にご提示してまいりたいと思っております。

以上、簡単でございますが、事業の大枠についてのご説明です。

【事務局】

引き続きまして、最後に資料 9 についてご説明申し上げます。「みやぎ型管理運営方式」の検討に関する今後の進め方についてです。1 のフローをご覧ください。本日は、事業スキームの大枠の方向性についてご提示しております。今後、事業概要書・詳細版の作成と公開を予定しております。(1) の事業概要書は、今回の事業スキームの大枠に、性能発注、官民の業務分担やリスク分担、その他の項目を肉付けいたしまして、詳細な事業概要にするものです。これは 9 月中に作成しまして、その後 HP にて公表し、

広くご意見、ご提案等をいただく予定でございます。また事業概要書と併せまして、概算の収支シミュレーションを検討することとしております。これらをもとに、(2)の第2次マーケットサウンディングを行いまして、より望ましい事業条件等を事業スキームに反映させる予定でございます。

また、第3回検討会を、第2次マーケットサウンディングと同時期に開催し、事業概要書、収支シミュレーションについてご意見を伺うとともに、情報発信することとしております。開催時期につきましては、10月末から11月初旬を予定しております。その後、詳細な収支シミュレーションを検討し、事業スキームの最終案を作成しまして、来年2月の第4回検討会で最終報告をすることとしております。

検討会につきましては、当初の予定では、今回の8月と来年2月の2回としておりましたが、以上の状況から3回の開催とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

・ 意見交換

【進行：公営企業管理者】

本日は、1回目の検討会の報告を踏まえまして、その後の変更状況等を各府省の皆様から説明をいただきました。また、今ほど民間企業へのヒアリング結果の概要、それからヒアリング結果を踏まえたみやぎ型管理運営方式の事業の大枠の方向性について説明をさせていただきました。また、今後の検討会の進め方についても説明をさせていただきました。

そういった部分を包括いたしまして、それぞれ皆様からご意見を頂戴できれば思っております。

【有識者の皆様の御意見】

(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 高橋 様) 前回の検討の発表から非常に具体的なところをご検討されて、多分いろいろなところで、いろいろな御意見を聞きながら調整された結果、いろいろなお苦勞があったのかなと思います。2点のみ、もうちょっと頑張ろうよという趣旨で言わせていただきます。

PFI/PPPの一番大事な考え方は、民間側にどれだけの自由度を与えるか、決定権を与えるかをまず設定してから、その効果を殺さないようにして、いかに公益性を担保するかという順序であります。そういったことを考えたときに、まず業務範囲について、いろいろ制度的な問題点があるところを私もお手伝いしてきて重々承知しているのですが、運営権を考えたときにそれまでの包括委託・第三者委託と大きく違うところは、改築更新について民間からのノウハウを自由に入れられるところ、その権限を与えるところに大きな眼目があると。特に水道の場合は、収入のほうを大きく増やしていく、空港みたいな絵が描きにくいこともあって、費用のところをいかにコントロールしていくか、ノウハウを入れていくかが非常に大きな肝になっていきます。

そういうことを考えたときに、改築更新は極力入れていく方向でぜひ頑張っていたいただきたいというのが率直な思いであります。せっかく国の省庁の方々もこれだけ前向きに協力していただいている中ですので、国の制度との不整合があればそこについては詰めた議論をして、いかにこれをクリアするか、仙台とか他のコンセッションでも我々お手伝いするとやっぱり制度的な議論をいかに乗り越えるかが大きなチャレンジになり、それを乗り越えることで効果を出すところがございましたので、ぜひご検討いた

だきたいところです。

もう 1 点は、発注の方法。性能発注の姿については、少しずつ変えていくのはなかなか難しいので、いかに自由度を与えていくかが大事ですので、そこも大きく性能発注のほうに動かすことについてもうひと頑張りできると、よりコンセッションとして、官民連携の新しい形として、非常に効果のある仕組みを作れるのではないかと思いますので、そこはぜひご検討を進めていただければと考えております。

(株式会社ジャパンウォーター 中軽米 様) 1 点目は、設備更新を基本的には含めて考えるべきではないかと。スキーム作りの中では、3 事業とも同じモノの考え方でまず進めるというのが、リスク分担それから役割分担を考える上では整理しやすい。よしんば下水の設備更新に対して課題がクリアにならなければ、後で外せば言い、というのが 1 点です。

もう 1 点は、今回の事業の大枠については、大半が流域下水道に対しての中身ということで、これについては懇話会、それから第 1 回の検討会でもあまり事業の数については議論にはならなかったのですが、今回改めて定義がされたようですが、基本的には元々 2 流域というものの考え方であったのですが、仙塩だけピックアップして抜いてしまうと、県がコンセッションから外した部分に対して委託に出すときに非常に非効率になるということを考えると、2 流域から 4 流域という整理なのかなと当初思っていたのですが、4 流域とする理由が納得いかないというのが私の意見でございます。資料 8 に書かれている図を見ても「地方部を含めた場合、距離感から効率性が…」ということが論点では、基本的にはないのではないかと。このくらいの位置や距離で、効率化に対して何かの支障が出るとか、危機管理についても元々現状でも対応しているわけですから、こうしたことが理由にはならないと考えております。

基本的には 7 流域を対象とした上で、収支のシミュレーションを踏まえて対応が難しいのであれば、後で切るとか…。7 流域のうち 4 流域だけを抜いて、残りの 3 流域だけを残すと何が起るかと言うと、一つはサービスの質に差が出る、これはあまりよくないのではないかと。やるならまとめてやったほうがよいのではないかと、というのが理由の一つです。

(株式会社日本経済研究所 望月 様) 自由度の重要性は非常に大きいと思ったところでして、民間事業者のインセンティブをいかに引き出していくか、先ほどの性能発注のお話もそうですし、料金設定の部分に最終的には一番大きく現れてくると思ってしております。料金については、先ほどの資料の中でも結構複雑になりそうなのが見えてきていますので、ぜひそこを上手く民間事業者が参加できるような形の料金体系や料金設定に繋げていただければと思っていますところ。そういう意味で、自由度はやはり重視していただいて、業務範囲、事業期間といった部分も、より議論を詰めていただければと思っています。

もう 1 点、今回、上工下水という 3 事業を一体的にする事で効率化を目指していくことだと思うのですが、先ほどの資料 7 の 9 ページにも、特に流域下水道の設備更新の取り扱いについては結構ハードルや制約があるのではないかと。そういったハードルをいかに乗り越えていくかが重要だと思うのですが、一方で上工下をやっていく中で、どうしてもハードルが厳しいほうに合わせてスキームが寄ってしまう可能性が出てくると思っておりまして、特に公共側の資金調達があると、どうしても制度的にはその部分に縛られてしまう。そうなってくると、他の上水工水も同じように制度に縛られ気味になる可能性が出てくる。そのようなことがないような形で、上手くスキーム構築していただければよいと思っています。

す。

(PwC アドバイザリー合同会社 大塚 様) 今回かなり広い事業ということで、かつステークホルダーとして従来の官民連携事業と若干違うところで、市町村が一つのステークホルダーとなり、もう一つが、官民連携事業なので当然民間も含めることになり、それぞれにとって Win-Win-Win になるような事業であることが重要と思います。

そうした中で、市町村に対してどういったメリットがあるのかが重要な説明事項になってくると思っております。そういった意味で、やはり広域のメリット、距離が近いだけのメリット以外にもあると思っております。例えば、ストックマネジメント、アセットマネジメントを一体的、より広い領域でやることによって、より効率化ができるようなこともあると思いますので、そうした部分を今後詰めていただければと思っております。

民間企業というところで、創意工夫の部分として、実際どれくらいの更新があるかが一つの分かれ目になってくると思われれます。そこは今後のデュージェンシスでやられると思いますので、次回の中で、ちょっとした修繕までなのか、それともより広い形で改築更新ができるのか、ぜひそういったご説明をいただければと思っております。

それから、リスクの部分。資料 6 のページ 13、14 ですが、やはり需要リスクについては民間事業者が取りにくいので、一定の負担になっていると思うのですが、このときに一定の部分をどこまでにするかが非常にセンシティブだと思いますし、また、例えば変動部分であれば比較的吸収がしやすいと思うのですが、固定部分はなかなか民間事業者も吸収が難しいと思いますので、そういった費用ごとの検討も今後求められると思っております。

(デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社 手計 様) 先ほどの資料 6 の中で、要望事項ですけれども、情報開示の在り方という点で 3 つ話させていただければと思っております。

1 つ目は資料 6 の 14 ページでリスク分担のところですが、今回、管路管渠が入らないことで、基本的には施設の性能維持のリスクというのは民間が負うという整理かと思うのですが、これでは民間事業者としては過去の修繕履歴とか施設の更新費用がどのくらいか、過去、県がどのような修繕や更新を行ってきたのかをしっかりと開示いただくことが重要になるのではないかが 1 つ目でございます。

2 つ目は、資料 6 のページ 15、16 のところにあります利用料金の按分でございます。やはり民間事業者に参画いただく上では、適切な利益を得られる仕組みになって県と自治体と民間事業者が皆ハッピーになるような形にする仕組みが重要だと理解をしております。今回、利用料金の按分の仕組みは期間中に適宜見直す形になるのかと思うのですが、ここの按分の料金をどの様に設定するのか、対応するコストがそれぞれ料金水準と見合っているのかのバランスを適切な形にするのが、本件を持続可能に進めていく上では重要であると考えているのが 2 つ目です。

最後 3 つ目は、若干テクニカルな話かと思うのですが、公共と民間の会計の基準は若干差異があるのは皆さんご承知かと思うのですが、下水道に関しては公営企業会計に移行の手続きの途中と理解しておりますので、今回入札が始まる時には民間事業者が参画に当たって検討に必要な情報をきちんと開示できる仕組みにすることがおそらく大事だと考えているところです。

(株式会社大和総研 内野 様) 1点だけ簡単に述べさせていただきたいと思います。民間への自由度、リスク分担、効率性、情報開示、一体運営の問題点をいろいろ挙げてはいるのですが、結構いろんな形でリンケージされていると思うので、そこを整理した上で論点をもう一度浮き上がらせることが非常に重要だと思います。民間の企業でも、特に公共インフラですと、収益性は生産性と効率性に大きく分かれますが、やっぱり効率性のほうがとなると、経営資源的な部分、ヒト・モノ・カネの部分ですね、いろいろ考えていかなければいけないところがございますから、そこをもう一度洗い出しして論点整理をしていただければというところをお願いしたいと考えております。

【民間事業者の皆様への御意見】

(三菱商事株式会社 北原 様) はじめに、今回この検討・議論を踏まえまして事業性の検討のスケジュールと大枠の方向性が詰まってきたことについて、県の指導力及び民間の積極的な参加について敬意を表したいと思います。

事業そのものの目的である「持続可能な水道経営を実現させる」においては、水道システム全体を一気通貫で経営効率化を図る事と最終顧客の満足度の向上が不可欠だと思っております。県と市町村と民間企業が共に事業経営の透明性を高めて、最終顧客の満足度を上げるための理解と納得を得続けなければならないことにおきまして、民間企業としてはこの事業を通じて社会的価値の向上と経済的価値の向上、この2つを追求していくことになると思います。この追求に当たっては、大きく2つのポイントが民間企業にとっては非常に重要だと思っております。

1つは民間企業のパフォーマンスに対する評価メカニズムだと思っております。つまり民間がこの事業に対する貢献、コスト削減も含めて努力したことに対するインセンティブ、逆に例えば環境違反等を起こした場合のペナルティを、評価と思っておりますが、こういった評価メカニズムをきちんと設定すること。この評価メカニズムに基づいて、民間企業の収入を設定するメカニズムを作ることが、民間企業にとっての社会的価値と経済的価値においては非常に重要になると思っております。

収入のメカニズムにつきましては、資料6に按分率という形で市町村からいただいた水道料金を按分するという形になっておりますが、おそらく按分率を因数分解すればいろんな要素のクライテリアがあると思っておりますので、按分率のメカニズムを今後の議論として期待したいと思っております。

評価メカニズムとか収入メカニズムは、一度決めたら20年間ずっと続くものではないと思っております。事業の環境等の影響によって、県、民間及び市町村の間できちんと透明性をもって進化させていくことが、今後持続可能な水道事業経営に不可欠だと思っております。次回以降、事業概要書詳細版が出ることで、今後これを期待して議論に参加させていただきたいと思っております。

(三井物産株式会社 高橋 様) 民間事業者の立場としては、自由度がどれだけ確保されるかという点、非常に興味を持っております。管路管渠は除くということですが、収入が減っていく、そして更新費は間違いなくこれから増大していく、非常に右肩上がりというよりはむしろその逆という中での官民連携で、弊社から見ましても、今までの海外を含めた事業の中でも、事業環境として非常に厳しいところに飛び込んでいかなければならないので、この自由度をどれだけ担保していただけるか。後は料金設定のところ、ややもすると一度決めたら20年間そのままというようなことだと、この先の事業環境の変化に柔軟に対応できないので、20年間という事業期間を想定するのであれば、見直しに対する対応を柔軟

にできる仕組みづくりを織り込んでいただければと思っております。後はスケジュール、非常にアグレッシブなスケジュールだと拝見したのですが、我々も何とか付いて行けるように検討に参加していきたいと思っております。

(住友商事株式会社 堀口 様) 弊社はイギリス、ブラジル、オマーン、中国、メキシコといった海外で水道事業を手掛けさせていただいております。正直、各国様々な制度を持っておりまして、どの制度が本当によいかはいろいろございますし、世の中で 100%正しい制度というのはありませんので、そういう中で我々スタートしてから、恐らくお互いに知恵を絞りながら工夫して改善しなくてはならないことが多々出てくると思っております。

ですから、我々の想定していない、想定し得ない事態が起こったときにいかに自治体側と民間事業者側が話し合う余地があるのか。我々の目的は県民の方々の生活を守ることが最も大切な目的になりますので、そういった一体感の下でお互いが知恵を絞って工夫していく余地、ここの部分を残していただくことは最も重要なことだと思います。

(丸紅株式会社 栗岡 様) 水道事業経営については、我々も今海外で、フィリピンやチリでやっておりますが、民間のノウハウの一つにやはり官と違う、経営ガバナンスも非常に重要なポイントの一つかと思っております。経営と一言で言いますが、例えば、組織、ディビジョンメイキングをどうやっていくのか、今実際に働いていらっしゃる職員の方々の処遇が今後この事業計画の中でどうなっていくのか。基本的に今後日本全体が人口減少という大きな流れがある中で、同じような問題を抱えながら、職員の処遇、組織、もっと言うと技術革新によってそういった経営そのものがどういった形になるのか、在りようをイメージしながら、民のノウハウをいかに活用してやっていくかということも、一つの重要な検討ポイントだと思います。

(伊藤忠商事株式会社 市磯 様) 当社の水事業は、①設備を保有し要求されるサービスを提供するに必要な設備更新の責任を負うイギリスの上水道会社への出資、及び②本件同様に運営権を設定の上自治体との対話にて具体的なサービスを決定し、自治体が所有する設備の更新内容を合意するスペインの上下水道会社への出資を通じ、持続可能な水道経営に必要なノウハウを蓄積しているところです。

今回の検討会から参加させていただくに際し過去の資料を拝見いたしました。安全で安心な水の安定的な供給に向け現行制度の枠組みに縛られず、みやぎ型管理運営方式構築に必要な事業範囲、民間が担う責任範囲、事業期間等の大枠が定まり、今後参画検討に必要な具体的な協議が加速すると感じております。バランスのとれた官民の役割分担とはどのようなものかという視点でこれまで議論されてきたと想像いたしますが、その具体的な条件を協議するこのタイミングで、交付金に依存しすぎない持続可能な経営を実現するために必要なサービス水準の検討を行う必要があるのではと感じております。

持続可能な水道事業の実現に向け、最終需要者目線の効率化、あるいは求められるサービス内容の再確認を行い民間企業にとって魅力的かつ、民間のノウハウを最大限に活用できる、自由度がありリスクと対価がバランスした事業、それを担保するような法制度の整備が本件実現の鍵と考えています。

(オリックス株式会社 島本 様) 先行事例がない中、石橋を叩きながらということにはなってしまうと

は思うのですが、宮城県がリーダーシップをとってスタンダードを作るくらいの心意気でやっていただければ、後で手を挙げてくる自治体も増えるのではないかなと思っていますので、ぜひ改築のところはお願いできればと思っています。

それからコンセッションという広いところからコメントさせていただきますと、リスク分担のところの大枠はもう既に決めていただいている、一定のところは県のほうで負担をすると決めていただいている非常に期待をしているのですが、詳細を見ると実は民間に寄っていることがよく先行事例ではあるので、特に心配しているのが条例の変更や物価変動、やっていく中でそういった部分が往々に、民間に帰責事由がないのになぜか民間に寄っていることがあると、やはり 20 年間という持続可能な経営をやっていく中で、そこは一定程度細かいところは話し合いをさせていただいた上で、民間にあまり寄るような事がないように設計をやっていただければと思っています。そういったことも含めて、参加するとなったら、ぜひ対話の場を多く設けていただいて、こういった検討会もそうですが、顔を合わせて話しをさせていただく機会が多くあることを望んでおります。

(東京急行電鉄株式会社 土方 様) マーケットサウンディングを経て、主要な論点を整理いただき、事業スキームとしての完成度はかなり高まってきたと感じており、前例のないこの事業における、県の皆様、関係者の皆様の熱意、取り組みのスピードに敬意を表するところです。

一方、私どもは仙台空港の経営に携わらせていただいておりますけれども、空港運営事業と比較しても上工下水道のこの事業は、官と民の非常に密接な連携が不可欠だと感じております。今日も設備更新の話が出ておりましたが、修繕か改築かはものすごく微妙なラインだと思いますし、そもそも長期的にどういう投資に配分をしていくのかは、やはり所有者である県、あるいは各自治体と民間企業とが、呼吸を合わせていくことがとても重要かと思っています。そういう意味で一体連携という言葉がすごく重い事業だなと思います。非常に難易度の高い事業と存じますが、この事業が成功する事で空港、道路、そして上下水道等々と始まってきたこのコンセッションの流れに、大きく弾みがつくと思っていますので、ぜひ我々も何かの形で支援させていただきながら、これからもこの事業が伸びていくことに期待したいと思っています。

(ヴェオリア・ジャパン株式会社 山崎 様) オペレーションとメンテナンスを業としておる会社の立場からできれば 2 つ程お願いさせていただければと思います。

1 つ目は性能発注とか改築更新の考え方でございますが、これは高橋先生のご意見と理由・結論ともに同じでございます。後一踏ん張り何とかしていただければと思います。

2 つ目はファイナンシャルコストの点でございます。これは私どもオペレーターから見ますと、民間の資金調達コストというのは当然公共の資金調達コストより高いと、そういう意味でハンディキャップを背負っていることは十二分に覚悟しております。それは少々の差であればオペレーション、その他業務・組織の最適化を図った上で十二分に追いつくことができると思うのですが、そのギャップをなるべく大きくしないでいただきたいとの観点から、ファイナンシャルコストが少しでも下がる制度設計、あるいは契約書づくり、そういったことにもご留意いただければと思います。

(水 ing 株式会社 水谷 様) 対象事業については、オペレーターの立場で言えば範囲が広いほど広域化

のメリットを発揮しやすい。現に私ども、宮城県内で既に 12 箇所 200 名近いスタッフが維持管理をしておりますので、その中のポジションとして広域化対象地域が広がるという意味では、広げれば広げる程メリットが出ると思えます。

それから 2 番目の更新につきましても、実際私ども、他の水処理施設の現場で DBO の形で設計から全て任せていただけるのをやっておりますので、これは既存の施設をよりオペレーションがしやすい施設に変えていく観点でも、実際にオペレーションをやっている視点での改築が必要ではないかというふうに思います。

また、今回当社はオペレーターのカテゴリーでここに参加させていただいていると思いますが、私どもはメーカーとしても設備を納めておりますし、この事業にはオペレーター、あるいはメーカーとしてだけではなく、出資それから事業経営に至るまでの事業者の立場でも、参画を検討していきたいと思っております。その点で実際に事業をやっていくことになった場合に一番懸念されますのは、従来型の性能発注の甲乙の関係と違うパートナーになるわけで、その場合のリスクの見極めです。発注者と事業者の間で、いざ何かあったときに公平な立場で事業評価をしていただけるモニタリング組織となる第三者機関が設置されることが本事業成功のためには不可欠と思っておりますので、ぜひその点を検討課題に加えていただきたいと思います。後は地域密着型の水事業の特性を考えると、地元企業とも連携しやすいスキームについても、考慮いただけたらと思います。

(株式会社ウォーターエージェンシー 吉川 様) 数多くの上下水道施設を維持管理する側からすれば、資料 7 に選択肢の①、③ですが、慎重な進め方というのはやはり大事であると考えております。しかし、②と③の間というのは、この行間以上に大きな幅があると思っておりますので、その中にはもっと大きなものが含んでいるのではなかろうかと思っております。それと同時に、改築更新というのは少子化も含んでいるわけですから、それをどういうふうに進めていくか、ある面では慎重に進めたほうがよいのではないかと考えております。

あと私たちはオペレーターとして、安定した水道水の供給や、下水の放流基準を守るということなどがまず前提にあって、これらの前提やリスクと十分に向かい合った上で自由度というのはあるべきものだと思っております。その辺についてもできれば慎重な検討をお願いできればと、このように考えております。

(株式会社日本政策投資銀行 金内 様) 水道事業については様々な複合的な課題を抱えているというふうに認識しており、積極的に調査、情報発信活動を行ってきています。一例をご紹介しますと、今年の 4 月に水道事業の将来予測と経営改革というレポートを公表いたしまして、日本において水道料金を今後 30 年間で全国平均 1.6 倍値上げする必要があるといった予測をお示ししております。また、官民連携広域化の先進地域であるイギリスとフランスで水道事業の現地調査を行っております。その結果、英仏の水道料金についても必要な更新投資等を行った結果、過去四半世紀の間で 1.5 倍以上の水準に値上がり余儀なくされていることが分かってございます。以上を踏まえますと、日本におきましても水道料金の値上げというのは避けられない状況なのではないかと考えておりまして、この厳しい絵姿を地域関係者にしっかりと共有していくことが重要ではないかと考えているところです。

また、水道料金の値上げ幅を少しでも抑制していくため、みやぎモデルで議論されておりますような

官民連携、広域化の視点がより重要であるとの認識を地域の関係者の間でより共有を深めていくようなことがより重要になってくると思っております。そうした認識の下で水道料金の適切な上限の設定ですとか、定められた範囲内で柔軟な料金の見直しも可能となる仕組みを作っていくことによって、民間がより取り組みやすい土壌を作っていくことが重要と考えております。その意味でみやぎ型モデルが全国の先駆的なモデルとなることを期待しているところです。

それから2点目でございますが、水道事業において官民連携を推進していくためには、モニタリング機能の整備が重要であると考えてございます。このみやぎ型モデルにおいては、将来的には周辺自治体への展開も視野に入れていく考えと思っておりますが、その際に、周辺自治体が安心して本事業への合流を検討できるように、外部から事業の状況等がしっかりと分かるような透明性の高いモニタリング体制の整備も取り組んでいくことが重要と考えております。また、行政が全て完璧にモニタリングすることには限界がありますので、事業者が自律的に自己チェック機能を有していくことも重要な視点であると思っております。

事業内容や事業の大枠の方向性、これにつきましては着実に検討が進んでいるのではないかなと考えていますが、1点だけ申し上げさせていただきますが、事業期間です。20年間を基本とすることがお示しされておりますが、多様な事業者が本件事業に関わりやすくしていくためには、例えば一定のルールに基づいて事業体の株式を他に譲渡等できる仕組みも検討してはいかがかなと考えています。

(株式会社三井住友銀行 太田 様) 議論の中で自由度というお話が出ておりますが、マーケットサウンディングの中で、自由度目一杯の選択肢をお示しされている中でも、そうではない意向を示される事業者様もおられたことで、今後ホームページを通じた意見募集や対話の期間がまだ続きますので、引き続き事業者様からの意見を幅広く丁寧に吸い上げつつ、大枠をより精緻なものにさせていただけたらと思っております。

マーケットサウンディングのプロセスを経てやっていくという流れは引き続き続けていただければと思います。とは言いながらも、事業開始まで非常にタイトなスケジュール感が示されておりますので、ファイナンス面の話が出てくる段階では、金融機関としてしっかりその部分の検討を進めてまいりたいと思っております。

(株式会社七十七銀行 遠藤 様) 県民の目線で考えますと、この水道事業に関しましては関心事が3つくらいあると思っており、まず1つは、安心・安全であること。特にこの地は震災を経験しまして最大2か月も水が出なかった経験等もしていますので、そういったことに対しても十分に対応できるのだろうかといったことも検討される。それから、やはり水道ですので美味しさが挙げられると思います。そして最後ですけれども、使うほうからすると、料金があるかと思えます。これは多分引き受ける側の民の事業者も当然関心事だろうと考えます。このスキームが県民の同意を得られること、制度に対する納得が得られることが、成功するかどうかを決める要素になるのではないかと思います。

3事業の統合ということは大前提で、広域化により市町村を束ねることでスケールメリット、コストメリットを出していくことになるのですが、例えば現在上水だけを考えてみましても、料金、財政の内容、設備の状況が市町村ごとに全て異なっています。これが今後どうなるかが考えなければならないことなのかと思えますし、この時点で事業統合、料金に変動がないとしますと、県民に広域化、それか

ら統合の認識がなされない可能性があると思います。仮にこういった統合により生じる料金の変動というのは、値上げすることは決して悪いことではないと、これを分かってもらふ努力が必要ではないかと考えます。

水道事業は今後どのような事業の形を取ろうが大なり小なり、特に 20 年も先を見据えますと、現在の料金の維持は不可能であると考えざるを得ない事業だと思っています。水道事業の今後の議論が深まることが大事であり、もしここで理解を損ねられてしまうと、数年後もし料金が上がったとすると、なんとなく根拠なく値上げされてしまったように見えてしまい、民間との連携が問題視されるのは避けたいと思います。民間連携は水道事業の維持のために必要な手段の一つでありまして、それを広く理解してもらふのが大事かと思っています。

今回、連携しなかった場合を示すシミュレーションが大変難しいと思います。やったことの成果を示すことは難しいのですが、水道事業の今後、それから民間連携の意義、命の水を守るためにもこれが必要なことを、多くの県民の皆様の理解を得る、望まれる事業とすることが大事だと思っています。最終的には議会を通すことになると思うのですが、やはり県民の皆様に丁寧な説明をしていくことが大事だと思っています。

(株式会社民間資金等活用事業推進機構 松平 様) みやぎ型管理運営方式は、非常に先鋭的な取り組みであると認識しており、このようなスピードで進められてきたことは、知事並びに県の皆様のイニシアティブや、今日ご列席されている関係省庁の皆様のご尽力があつてこそと思っております。次回の第 3 回検討会に向けた中で、事業概要書の詳細版並びに収支のシミュレーションの概要版をご提供いただけると伺っておりますが、それらについて 2 点ほどお願いがあります。

1 つは、リスク分担の考え方について、ぜひお示しをいただきたいということです。事業概要書では、需要変動リスクや物価の変動リスクは一定範囲を超えた場合というのは県が負担すると、それから料金の変動リスクはそもそも原則、県が取っていくと書かれております。水の事業というのはその性格から民間が収益をコントロールすることはなかなかできませんし、物価の変動も民間からしてみると不可抗力的なエレメントかと思っています。したがって、このような考え方の中で一定を超えるものは県に負担いただいてリスクフリーにさせていただき、民間はコストの最適化に注力して、というのは民間にとっては非常にありがたい仕組みかと思っています。一方で料金なのですが、利用料金や負担金は県の条例に定められ、また 5 年ごとの按分率も見直されるとありますが、必要な場合に具体的にそれらをどのように将来改定していくかというメカニズムが実は一番大事で、事業概要書の詳細版をご開示いただく際にはぜひお考えを具体的に示していただいて議論させていただきたいと思っております。

もう 1 点は、収支シミュレーションでご提示いただく予定となっている、更新投資の見通しですが、3 事業全体でスケールメリットを発現させる、また、それからの各事業の間で水を活用し合つてダウンサイジングを図っていくといったことが今、大きな主題として提示されていますが、加えて、20 年といった長期にわたる事業ですので、今ある施設を、単にそのまま長寿命化させていくのではなく、人口の減少に応じて必要であれば統廃合等も検討が必要と思ひ、そうしたことも含めて収支シミュレーションでは更新投資をどのようにお考えになっているかをぜひ開示いただいて議論させていただければと思います。

PFI の推進に当たっては、制度上の手当等もちろんですが、先駆的なモデルが実現することが、他

への展開として期待されるところであります。そうした意味でも、本日他のご発言にもありましたが、民間の力を最大限発揮してもらうには、事業範囲を可能な限りなるべく大きな範囲に広げ、そして、可能な限り民間に任せられた自由度のある事業になるといいなと願っている次第です。

(前田建設工業株式会社 鷲 様) 1点目は、コンセッションの鍵は最適な官民連携の姿の構築であると私どもは考えております。そのための議論を深めるために、9月に公表されます事業概要書におきましては、貴県が考えます官民連携の組織像であるとかリスク分担につきまして、具体かつ詳細にお示しいただくことを要望させていただきたいと思っております。民に寄った事業である空港のコンセッション事業は、経営の自由度は高い代わりにリスク負担も民に大分寄っている事業でありますし、道路事業につきましては料金を条例で定める、また、道路管理者として官の事業への関与が大きいという特徴の中で、経営の自由度は当然のことながら空港には大分劣後いたしますが、その代わりに経営に影響するリスクにつきましては、官が一定の負担をしていただくスキームになっておりますので、それぞれのコンセッションの特性に従いまして、この部分は詳細に議論をさせていただければと思うところです。

2点目につきましては、改築と更新業務につきましても事業範囲に含めることをご検討いただけないかと思うところです。具体的には、東北の復興でのCM(コンストラクション・マネジメント)や、愛知の道路のコンセッションでも採用されております原価開示方式ですとか、コストプラスフィー方式、こういう方式をご検討いただけないかと思っております。愛知道路のコンセッションにおきましては、愛知県とそのアドバイザーと我々で一緒にこの内容の詳細を透明性、公平性、効率性という点について大分議論をさせていただいて詰めてきたと思っております。この中で見えない工事であるものについても透明性であるとか公平性を確保するという手段はあると考えております。こういうことを通して、現在外れております管路管渠につきましても、事業範囲とする事が可能となるのではないかと考えております。

(東急建設株式会社 越智 様) 一つ気になるキーワードの中で2つ程お願いをしたいものがあります。キーワードというのは「持続可能な」に対してのお願いです。具体的に何をもって持続可能なのですかとの問いがなされると非常に難しい。今回みやぎモデルという非常に先進的な事業でも「持続可能な」という言葉が使われておりますので、それが今後進んでいくであろう各公共インフラの民営化の参考になるような事業となっていればと思っております。

その中で2つ程あるのですが、1点目は改築更新事業については今回の事業範囲の中に含めていただけると、そういったものについていろいろ提案しやすいと思っております。改築の中には、国土交通省の分類では、おそらく修繕と延命化という部分が入っておりまして、そういった部分で今回20年プラス α という形でスタートされるので、20年も既存の更新時期に合わせた形をベースにされていると思うのですが、「持続可能な」というのが100年を指すのか150年を指すのか非常に難しい問題はあるものの、宮城県の将来像の中でどういう延命化をしながらどういう位置づけでやっていくのかという部分の中で、非常に長い範囲での評価をしていただけるような内容にしていればありがたいと思っております。

2点目は、「持続可能な」という中で、私どもいろいろと取り組んでいる案件がある中で、宮城県はもちろんですが、市町村、エンドユーザーに一番近く接する方々とも共に働くという意味合いで、協働が重要になってくるのではないかなと感じております。エンドユーザーに近づいた自治体は恐らく、イン

フラの本当の意味での「持続可能な」ということを望まれていると思いますので、その当たりをどういう形でやっていくか、これも恐らくは自由度に関わってくるのだらうと思うのですけれども、今回いろいろご検討いただければと思っております。

【行政関係（市町）の皆様への御意見】

（仙台市水道局企画財務課長 永澤 様）これまで示されてきた事業スキーム案では、県が引き続き災害時の対応や水量の設定、管路の更新や維持管理を行って、民間事業者と共同で運営することで、県がしっかりと公共性を担保していく旨の説明を受けております。これまで県が運営してきたときと同じように、長期にわたって安心して民間事業者に任せることができるのか、私たち市民・町民は実はこうした点について大変不安を感じております。

例えば、今回 20 年という事業期間が示されましたが、こうした非常に長い期間でどのように民間事業者をチェック・モニタリングしていくのか、それから現場対応のほとんどを民間事業者に長期間任せることで、県がこれまで長年培ってきた事業運営のノウハウが、時とともに次第に低下してしまうのではないか、それから事業の大部分を民間事業者に任せてしまうと、経験を積むような場がなくなってしまうので、一定の知見を蓄えることが困難になってしまうのではないか。事業期間が長期間になりますと、この間に大規模な災害に見舞われる可能性があるだろうと。また、大企業といえども将来経営難等によって事業撤退のリスクが当然想定されるということで、こうした平常時ではなくて非常時において水道事業が継続的に運営されるような仕組みになっているのか。こうした懸念に対して、具体的にどのような対応を考えているのか丁寧な説明が求められているのではないかと考えております。

また、こうした懸念等を払拭していく上で、個々の水道事業体や水道事業者の検討・努力だけでは限界があるのではないかと、全国的な仕組みづくりが必要ではないかと考えております。この点について言えば、モニタリングの項目あるいは実施方法等を標準化していくことはできないか、それからモニタリングを実施できるような、全国的な人材の育成や確保策、それから外部評価機関等の設置や非常時等の事業引継が可能な全国の民間事業者のリスト化、こういった点などについても、水道事業においてコンセッション事業を成功させていくための重要な要素として検討する必要があるのではないかと考えております。

今回、事業期間について投資の回収期間を考慮して 20 年を基本とするという考えが示されましたが、現在のところ事例がない中で、長期間の事業運営を民間事業者に委ねることにつきましては、非常に不安を感じているところであります。こうした意味でも、市民・町民の不安や懸念を払拭させるような具休の対応、方策につきまして丁寧な説明が求められているのではないかと考えております。

（白石市理事兼上下水道事業所長 熊谷 様）当白石市は給水人口 3 万 4 千人ほどの水道事業としてみれば比較的小さい事業となっております。県の広域水道からは 54%ほど受水しております、残りを自己水源で賄っておるような状況です。2 点ほど申し上げたいのですけれども、今回のみやぎ型管理運営方式につきましては経営事業の今後の生き残りをかけてのことと私どもは理解しております。ただ、その傘から外れる事業体もありますし、宮城県総体として考えれば、みやぎ型管理運営方式から外れる事業体を含めて広域化を県には推進していただきたいですし、その推進の中でみやぎ型管理運営方式がぜひ核となっていいただければと考えております。みやぎ型管理運営方式を、スピード感をもって進めることが

非常に重要と思いますが、広域化についてもこれはぜひスピードアップ、加速をしていただきたいと思います。

2 点目といたしまして、我々は末端給水を担っておりますが、今後の 20 年間をとってみれば、当市におきましてもほぼ確実に人口 3 割減少、またそれに伴って水需要も 3 割程度は減少していくと考えております。そういった場合に、我々は広域水道の受水者でもありますし、水源の求め方については広域水道の分担比率あるいは自己水源の分担比率、これはエンドユーザーの立場、県民の目線から見て最も望ましい在り方、これは料金設定も含めて我々は考えていかななくてはならない、そういった場合にどうしても比率の部分を考えていかななくてはならないと思っております。そういったことも含めまして、丁寧に市町村の要望を汲み取っていただいた上での「みやぎ型管理運営方式」としていただきたいと、お願いという形になりますけれどもぜひよろしく申し上げます。

(大崎市管理課長 佐々木 様) 皆様ご存じのとおり、水道下水道事業を取り巻く経営等環境は大変厳しく、特に全国約 1,300 の水道事業者のうち約半数は赤字経営だと言われており、このままですと将来的にも先細りが確実視されております。そのような中、将来にわたり持続可能な運営をすべく全国的にも先駆けとなるみやぎ型管理運営方式導入に着手されました宮城県には敬意を表するところです。大崎市としては、32 年度のコンセッション方式の導入後、実際の経費削減等の効果を見させていただいた上で、ご一緒させていただくとか受水費等のお願いをすることを考えている次第です。いずれにいたしましても、導入に当たり、協力は惜しまないところですので、何なりとご相談いただければと存じます。

(富谷市上下水道課課長補佐 末永 様) 富谷市は全量を宮城県からの受水で賄っておりまして、富谷市といたしましては広域化よりもスケールメリットの働くみやぎ型管理運営方式につきましては選択肢の一つだと思っております。

(村田町上下水道課長 半澤 様) 現在内閣府の補助をいただいて上下水、工業用水、集落排水の 4 事業の可能性調査の業務を検討しております。なぜこのような検討を始めたかと言いますと、宮城県が抱えているような施設の老朽化、人口減という問題で、なかなか収入が得られないという問題が一番大きく作用しております。現在宮城県で進めているみやぎ型管理運営方式、わが町は 100%宮城県から受水して町民に供給していますが、その受水費が上がることは、ことによっては私たちの事業経営が左右されるような形になります。自己水源があれば、自己水源を多くして県の水を買うのを減らすとか、そういったような極端な話になって、収益に影響することが考えられます。それも含め、自治体が生き延び経営していくためには、やはり広域化が必要と感じております。みやぎ型管理運営方式を進めるのに合わせて、広域化も一緒に進めていかなければ、基本となる料金収入は市町村の住民からいただく形が民営方式の収入源になると思っておりますので、重視して検討いただければと思います。

【進行：公営企業管理者】

ありがとうございました。先ほど来、対象範囲の問題であったり民間の方に対する自由度の付与の問題、それから市町村へのメリットデメリット、情報開示、民間と官側におけるリスク分担・役割分担、

料金設定における話であったり、特に地元の皆さんからは県民に対する理解をしっかりと得られるような丁寧な説明が必要であることをご指摘いただいたと思います。雑ぱくに申し上げましたが、今皆様からいただいた意見を集約しまして、また我々検討の基礎とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上